

令和8年度 アルコール検知器導入助成金事業実施要領

- 1. 対象事業者** 会費未納がない会員事業者とする。
- 2. 助成対象** 以下の期間に、千葉県内の営業所に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
なお、管理・記録に必要なパソコンや携帯電話等の導入費用、装置導入に伴う継続費用（マウスピース等の消耗品費用、通信・通話料、保守料等）は含まないものとする。
対象期間：令和8年1月1日～令和8年12月末日
- 3. 助成対象装置** アルコール検知器協議会が認定するアルコール検知器
（別途、全ト協の「安全装置等(IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器)導入促進助成」を受けた装置は対象外)
- 4. 申請受付期間** 令和8年6月1日～令和9年2月4日 午後5時必着
※ 但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
- 5. 申請方法** 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
(1) 令和8年度 アルコール検知器導入助成実績報告書
(2) 装置単価の記載がある請求書等のコピー
(3) 領収書・インターネットバンキングの振込結果(**確定済・承認済**等)のコピー
- 6. 助成台数** 一事業者当たり、当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとする。
- 7. 助成金額** 支払額（千円未満切捨て・消費税を除く）までとし、上限50,000円とする。
※年度内に助成金額が上限に達するまで再申請可能
- 8. 助成金交付日**
令和8年 6月～ 7月受付 … 令和8年 9月末日交付
令和8年 8月～10月受付 … 令和8年12月末日交付
令和8年11月～12月受付 … 令和9年 2月末日交付
令和9年 1月～ 2月受付 … 令和9年 3月末日交付